「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」に対する、よくある質問 《ご質問を頂く前に、ご確認をお願いいたします》

熱導管等廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備又はこれらの設備を 運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業

1. 交付の対象について

- Q1 熱需要設備にはどのようなものが含まれるのでしょうか。
- A1 地元還元施設での熱利用をはじめ、農業や漁業での利用など、廃棄物処理施設の余 熱等を地域で利活用することによる低炭素化の構築に資するものに限ります。
- Q2 補助対象となる事業とは、どこまでの実施段階を指すのでしょうか。契約のみの場合でも対象となるのでしょうか。
- A 2 契約行為のみを行う場合は交付対象とはなりません。実際に設備や機器の購入及び設置等を実施し、工事を予定年度内に完了させる必要があります。
- Q3 熱供給とはヒートトランスコンテナのような熱輸送設備でも対象となるのか。
- A 3 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 Q&A 集 QI. 3. 25 の回答の通りです。 熱交換器の供給側が対象となりコンテナや需給側は対象外です。基本的に移送式の設備は対象外です。

2. 応募について

- Q4 応募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけるでしょうか。
- A4 受理できません。
- Q5 二次公募に応募したいと考えていますが、実施される予定でしょうか。
- A 5 二次公募は一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に余剰が生じた場合に限り実施することとなりますので、必ず行われるものではありません。
- Q6 交付決定前に事業に着手してもよろしいでしょうか。
- A 6 補助対象部分は交付決定前に契約することはできません。
- Q7 何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。
- A 7 交付規程第8条第五号を参照ください。なお、何らかの事情で事業計画に変更が生じる場合は、予め技管協に相談下さい。

○ 第8条第五号(要約) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を技管協に提出して、その指示を受けていただきます。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りではありません。

3. その他

Q8 地域循環共生や地域エネルギーセンターに資するような取り組みや事業である ことを具体的に説明する必要があるのか。

現在改良事業も検討を進めているが、その事業の中にもそのような点を含める必要があるのか。

- A8 エネルギー効率、CO2 削減率の要件を求めているので、それらの要件を満足していただきます。
- Q9 申請書類の審査という表現があるが、これはセレクションということなのか、条件 を満たしていることの確認ということかどちらなのか。
- A 9 優れている案件から順に採択する予定ですが、申請条件を満たしていることの確認も 行います。
- Q10 交付金を受けて改良事業を契約し工事を進めているが、契約済工事の中に、この補助 金事業に該当可能なエネルギー利活用に係る工事を含めて契約している。

しかし、現時点で申請しようと考えている設備の工事は未着手であるため、交付条件で求めている交付決定前未契約を「交付決定前未着手」と読み替えて対象事業と判断してもよいか。

A10 環境省所管の補助金等に係る事務処理手引きの(3)経理処理のポイントに、原則、交付決定日以降に発生(発注)したものとの記載もあるように、交付決定の前に契約を行ったものは交付申請できません。